

## 投稿論文査読規程

### 1. 論文の受領

論文が投稿されると、編集委員会事務局は、当該論文が投稿要件を満たしているかどうかを確認し、満たしていると判断された場合、到着年月日を受領年月日として著者に通知する。二重投稿の疑いがあるときは、編集委員長、副編集委員長と主査(担当主査が決まっている場合)が協議し、新論文と認められるものについてのみ査読に移行する。また、掲載不可論文や取り下げ論文が再投稿された場合も、編集委員長と副編集委員長が、以前の審査資料を参考にして協議し、新論文と判断できるものについてのみ査読に移行する。

### 2. 論文査読

編集委員長は、編集委員の中から、その専門性に基づき、1名を主査に任命し、主査は2名の査読者を内諾を得て推薦する。執筆者または共同執筆者が編集委員長自身である場合、副編集委員長が主査を任命する。

### 3. 査読者による論文評価と審査結果の報告

査読者は原則として、1ヶ月以内に掲載、条件付掲載、不掲載のいずれかの判定を行い、査読者専用ページ(URL:<http://www.wdc-jp.biz/jss/journal/reviewer/login.html>)より査読結果を主査に報告する。

### 4. 主査による論文掲載可否あるいは改稿の判断

主査は、査読者の評価に基づいて、査読終了あるいは改稿を判断する。ただし、査読者の意見が分かれた場合などは、第三査読者の追加を含め、主査が独自の判断を行うことがある。なお、第三査読者には、他の査読者の評価を知らせずに、査読を依頼する。

#### 1) 査読終了と判断した場合

主査は査読者のコメントをとりまとめて主査コメントを作成し、後日開催される編集委員会にて原稿採用の採択を行う。編集委員会での承諾を条件に査読者コメントを添えて決定結果を事務局経由で著者に報告する。

#### 2) 掲載不可と判断した場合

正式の手続きは、主査が編集委員会に提案し審議・決定するものであるが、便宜措置として、掲載不可の場合、主査と編集委員長・副編集委員長が協議し合意すれば、これを持って仮決定とする。合意に至らないときは、編集委員会で審議・決定する。

#### 3) 改稿と判断した場合

主査は査読者のコメントをとりまとめて主査コメントを作成し、査読者コメントを添えて事務局経由にて著者に伝え、改稿を要求する。改稿を求められた著者は、原則として3週間以内に原稿を修正・加筆し、改稿論文を提出する。主査は、改稿論文について査読終了あるいは同じ査読者に再査読を依頼する。そして、掲載可もしくは不可の判断が下せるまで、以上の手続きを繰り返す。

## 5. 審査の独立性と公明性

著者、主査、査読者が、審査に関わる事項について直接連絡し合うことを禁止する。必ず編集事務局を通じて行うことを求める。ただし、特別の事情がある場合は、主査と査読者が直接連絡し合うことを認める。

以上